

川崎市消防音楽隊広告付き物品提供事業者募集要項

1　主旨

消防音楽隊では、活動に必要な物品を提供する事業者を企画提案により募集します。提供していただく物品には、一定の要件に基づき広告を掲載することができます。

2　募集の概要

- (1) 応募者から提供物品及び広告掲載に関する企画提案を受けて、企画提案の内容を総合的に評価し、最も優れていると認める事業者を選定するものです。
(プロポーザル方式)

なお、応募者が行う企画提案の内容は、別紙「川崎市消防音楽隊広告付き物品提供事業仕様書（以下「仕様書」と言う。）」に定められた内容のすべてを満たすものでなければなりません。ただし、火災予防の普及啓発に寄与する提案は、仕様書の内容に限らず採用することがあります。

- (2) 提供された物品の使用方法及び期間は、提供者と消防音楽隊で協議し、決定します。
(3) 企画提案は、提供物品1品目ごとに受け付けます。

3　音楽隊活動の概要（平成30年度）

- (1) 演奏派遣回数 162回
(2) 主な内容 消防出初式、火災予防運動、救助指導会、消防団操法大会、市民祭り、区民祭、川崎みなど祭り、区主催コンサート、学校行事、スポーツ大会、地域イベント、県主催消防行事、国主催行事、定期演奏会等

4　応募資格

物品提供者の応募には、次の各号に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 法人であること。
(2) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。
(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。

- (5) 申込み時点において、川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (6) 申込み時点において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (7) 国税または市税の未納がないこと。
 - (8) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立をしていない者、または民事再生法に基づく再生手続き開始の申立をしていないこと。
 - (9) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3項に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配人等または同条令第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
 - (10) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項または第2項に規定する行為をしている者でないこと。
 - (11) 委託契約その他の契約にあたり、その相手が（9）（10）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。
- ※（9）（10）（11）に該当する者でないことを確認するため、神奈川県警察本部に当該事項に関連する情報について照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を本市に提供することについて、承諾していただきます。

5 応募方法

- (1) 募集要項等の配布
 - 令和元年9月18日（水）から令和元年12月20日（金）まで
募集要項等は、市ホームページからダウンロードしてください。
ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-7-2-1-0-0-0-0.html>
- (2) 申込方法
 - ア 受付期間
令和元年10月1日（火）～令和元年12月20日（金）まで
 - イ 提出先
川崎市消防音楽隊事務所（〒216-0011 川崎市宮前区大蔵 1-10-2）または、川崎市消防局総務部人事課（〒210-8565 川崎市川崎区南町 20-7）
 - ウ 提出方法
必要書類を受付期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までに、直接持参または郵送。
- (3) 申込みに必要な書類
 - ア 企画提案参加意向申請書（様式1）

法人の所在地、法人名及び代表者の職氏名を記載し、提供物品を記載してください。

イ 役員等氏名一覧表及び同意書（様式2）

ウ 会社概要（任意様式）

創設年月日、資本金、事業所、従業員数を記載してください。これらの内容が記載されている既存の資料（パンフレット等）でも可能です。

エ 企画提案書（任意様式）

別紙仕様書に基づく提案とし、次の事項を記載してください。

（ア） 提供物品について

　a 提供する物品名

　b 素材、形状及び配色等デザインに関する事項

　c 広告の掲載位置及び大きさに関する事項

　d 提供物品の性状、機能に関する事項

　e メンテナンス等に関する事項

（イ） 事業計画

　a 物品の作成に関する事項

　b 更新時期、方法等に関する事項

（ウ） 独自提案について

本来は別途契約にすべきような、広告掲載事業からかけ離れた提案は採用しません。

オ その他、必要に応じて商業登記簿等の提出を求めることがあります。

（4） 提出書類の取扱い

ア 提出された書類の変更、追加はできません。ただし、川崎市から補足書類等を求められた場合はこの限りではありません。

イ 提出された書類は理由のいかんに関わらず返却しません。

ウ 提出された書類に関して、川崎市情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、情報公開の対象となる場合があります。

6 質疑の受付及び回答

（1） 質疑の受付期間

令和元年10月1日（火）から令和元年11月20日（水）まで

（2） 提出方法

川崎市消防音楽隊広告付き物品提供事業に関する質疑書（様式3）をEメールにて提出してください。

Eメール：84ongaku@city.kawasaki.jp

(3) 回答方法

令和元年12月6日（金）までに市ホームページに掲載します。

7 事業者の選定

(1) 応募資格、審査・選定の確認

応募資格および企画提案の内容は、別紙の評価基準に基づき、受け付け順に提案評価委員会が審査を行います。

(2) 審査結果

審査結果は、令和2年1月17日（金）頃までに応募者全員に文書で通知しますが、評価の内容についての問い合わせには応じられません。

(3) 契約等の締結

物品提供事業者の決定後、物品提供に関する詳細を協議し、川崎市と契約を締結するものとします。

8 その他

申込み、企画提案書作成に要する費用は応募者の負担となります。

9 問合せ先

川崎市消防局総務部人事課 消防音楽隊担当

住 所：〒216-0011 川崎市宮前区大蔵1-10-2

電 話：044-975-0119

メール：84ongaku@city.kawasaki.jp

川崎市消防音楽隊広告付き物品提供事業仕様書

1 目的

この仕様書は、川崎市消防音楽隊広告付き物品提供事業者募集要項に基づき、消防音楽隊の活動に必要な物品の提供を受けることで、これを媒体として広告を掲載する事業を実施するにあたって必要な条件等を定めるものである。

2 提供希望物品及び仕様

(1) バナー

ア 現行品

サイズ～横200×縦85cm+金糸棒フリンジ10cm

素材～表 フェルト調生地（ポリエステル100%）

裏 ブロード地

刺繡～総ミシン刺繡仕上げ

付属品～バナーポール（3本つなぎ）

全長260cm、直径2.6cm

バナーケース（バナーとポールを同時収納可）

作成～株式会社 音装

見積もり額～¥419,000+消費税（令和元年7月18日）



イ 仕様

(ア) 企画

現行品と同等の大きさ・材質とすること。

(イ) デザイン

事業の趣旨に沿った品位あるものとし、「川崎市消防局」の文字を、
容易に視認できるよう表示すること。

(ウ) 広告掲載

物品提供者は、前(イ)の表示を妨げない範囲で広告を掲載するこ
ができる。

(2) 衣装

ア 現行品 (カラーガード演技用)

Vチエニック × 1 7

ショート丈ボレロ × 1 6

ショート丈ボレロ (ドラムメジャー専用) × 1

帽子 × 1 7

作成～株式会社マーチング・ミュージック

見積もり額～¥ 5 5 7, 5 0 0 +消費税 (令和元年7月18日)

Vチエニック



ショート丈ボレロ



帽子



イ 仕様

(ア) 企画

楽器演奏又はカラーガード演技に適したもので、耐久性を有するもの。

(イ) デザイン

消防の持つ規律の正しさや力強さを想起させるとともに、市民に親しまれるデザインであること。

(ウ) 広告掲載

掲示方法～マジックテープ等で脱着可能なワッペンとする。

掲示面積（服）～円形の場合：直径 8 cm 以内

～四角形の場合：縦 5 cm、横 10 cm 以内

（帽子）～円形の場合：直径 3 cm 以内

～四角形の場合：縦 3 cm、横 6 cm 以内

（3）フラッグ（オリジナルデザイン）

ア 現行品の例

フラッグ（ポール付）×17セット

サイズ～横 120 cm × 縦 90 cm

素材～チャイナシルク

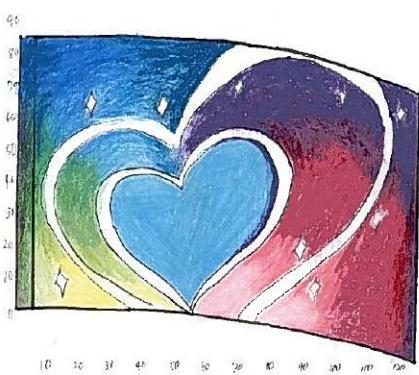
デザイン～デジタルプリント

ポール～アルミ製（全長 170 cm、直径 2.5 cm）

作成～株式会社マーチング・ミュージック

見積もり額～¥255,000 + 消費税（令和元年 7月 18 日）

デザイン（例）



完成品



イ 仕様

(ア) 企画

カラーガード演技に適した形状及び重量バランスであるとともに、
発色がよく耐久性のある素材であること。

(イ) デザイン

事業の趣旨に沿った品位のあるものであること。

(ウ) 広告掲載

掲示場所～旗全面

掲示方法～印刷

掲示面積～縦90cm、横120cm

3 提供物品の使用等

提供された物品の使用方法（場所、回数等）については、企画提案に基づき
物品提供事業所と消防音楽隊との協議により実施することとします。ただし、
音楽隊の派遣される公共的な行事において広告の掲出が不適切であると認め
られる場合は、一時的に変更することができるものとする。

4 広告内容

掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、消
防局が設置する企画提案評価委員会が認めた内容であること。

5 その他

(1) トラブル対応

当事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、物品提供事業者の
責任及び負担において解決すること。

(2) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と物
品提供事業者がその都度協議して定めるものとする。